



# 鳥取県公報

平成13年 5月 8日(火)  
第 7 2 7 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (44) (畜産課) .....	1
告 示	土地改良事業の同意 (308) (耕地課) .....	1
	県営土地改良事業計画の変更 (309) ( " ) .....	2
	基本測量の実施 (310) (管理課) .....	2
	開発行為に関する工事の完了 (311) (都市計画課) .....	2
公 告	平成13年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会任用課) .....	3
	平成13年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度) の実施 ( " ) .....	7

## 規 則

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成13年 5月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第44号

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例 (平成13年鳥取県条例第29号) の施行期日は、平成13年 5月14日とする。

## 告 示

### 鳥取県告示第308号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業 (基盤整備促進事業六尾地区農業用排水及び農道整備) について平成13年 4月27日に同意したので、同法第96条の2 第7項の規定により告示する。

平成13年5月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第309号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東山地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年5月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成13年5月9日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

青谷町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第310号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年5月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

2 作業期間 平成13年5月21日から平成14年2月28日まで

3 作業地域 東伯郡三朝町及び西伯郡西伯町

**鳥取県告示第311号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成13年5月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 開発許可の年月日及び番号

平成12年8月11日 鳥取県指令米土維10第3号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市浜ノ町56-1、57-1、57-4、58-9及び59並びに蓮池町94-2

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大宮市宮原二丁目19 - 4  
株式会社しまむら  
代表取締役社長 藤原 秀次郎

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成13年 5 月 8 日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

### 1 試験の名称

平成13年鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

### 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
事 務	40名程度
社 会 福 祉	4名程度
総 合 化 学	5名程度
獣 医 師	3名程度
農 業	5名程度
林 業	若干名
水 産	若干名
土 木	10名程度
建 築	若干名
造 園	若干名
電 子 工 学	若干名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

### 3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職等

### 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額174,400円のほか諸手当が支給される。

### 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件は次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和42年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者

イ 獣医師以外の試験の種類 昭和46年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者

（2）次の表の左欄に掲げる試験の種類にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必 要 な 資 格
社 会 福 祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成14年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
獣 医 師	獣医師免許を有する者又は平成14年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者
農 業	農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格を有する者又は平成14年3月31日までに資格を取得する見込みの者
林 業	森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有する者又は平成14年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
水 産	大学において水産に関する学科を卒業した者又は平成14年3月31日までに当該学科を卒業する見込みの者
造 園	大学において造園に関する学科を卒業した者又は平成14年3月31日までに当該学科を卒業する見込みの者
電 子 工 学	大学において電子工学技術に関する学科を卒業した者又は平成14年3月31日までに当該学科を卒業する見込みの者

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 1 平成14年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

#### 6 第1次試験

##### (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式・記述式）及び専門試験（多肢選択式・記述式）とする。

なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

##### (2) 試験の期日

平成13年6月24日（日）

##### (3) 試験の場所

鳥取県立鳥取東高等学校 鳥取市立川町五丁目210

鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1

専修大学神田校舎 東京都千代田区神田神保町三丁目8

#### 7 第2次試験

##### (1) 試験種目

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査及び健康診断

なお、事務以外の試験の種類については、人物試験時に専門的知識についての口述試験を併せて行う。

##### (2) 試験の期日

平成13年7月29日（日）～8月3日（金）（予定）

##### (3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

#### 8 配点

区 分	事 務 職	その他の職	
第1次試験	教養試験	150点	90点
	多肢選択式試験	120点	70点
	記述式試験	30点	20点
	専門試験	150点	210点
	多肢選択式試験	150点	150点
	記述式試験		60点
	合 計	300点	300点
第2次試験	論文試験	200点	200点
	人物試験	500点	500点
	合 計	700点	700点

## 9 合格者の決定方法

第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

第1次試験の教養試験又は専門試験のうち、多肢選択式試験の得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。したがって、合計の得点が高くても不合格となる場合がある。

また、最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の得点の高い順に決定する。

なお、試験の種類によっては、試験の結果で合格者がいない場合がある。

## 10 合格者の発表

### (1) 第1次試験合格者

平成13年7月12日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第2次試験の期日についても併せて通知する。

### (2) 最終合格者

平成13年8月23日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 11 採用の方法

(1) 最終合格者には、鳥取県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

## 12 受験手続

### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成13年5月14日(月)から同年6月1日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成13年6月1日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

13 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、次の表のとおり口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、運転免許証、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受験者本人が直接開示場所へ来所すること。

試 験	開示請求できる者	開示の内容	開 示 期 間	開示場所
第1次試験	受験者(第1次試験合格者は、最終合格発表後)	教養試験又は専門試験ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験の順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格者発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格者発表日から1月間	鳥取県人事委員会事務局
第2次試験	受験者	論文試験又は人物試験ごとの得点及び合計得点並びに第2次試験の順位	最終合格発表日から1月間	

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第1次試験又は第2次試験の当日に、80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

14 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別 表

[教養試験出題分野一覧表]

試験の種類	問題形式	出 題 分 野
全 種 類	多肢選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈
	記述式	男女共同参画社会の実現に向けた取組について

[専門試験出題分野一覧表]

試験の種類	問題形式	出 題 分 野
事 務	法律コース	多肢選択式 憲法、行政法、民法、刑法、商法及び経済学
	経済コース	多肢選択式 経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法及び民法
社 会 福 祉	多肢選択式	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学・一般心理学

	・記述式	及び社会調査
総 合 化 学	多肢選択式 ・記述式	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学、植物栄養学、肥料学、食品化学、食品貯蔵加工学及び応用微生物学
獣 医 師	多肢選択式 ・記述式	家畜解剖学・家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学・家畜外科学・家畜寄生虫病学、家畜微生物学・家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学及び家畜衛生学・畜産一般
農 業	多肢選択式 ・記述式	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済一般
林 業	多肢選択式 ・記述式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般及び砂防工学
水 産	多肢選択式 ・記述式	水産学通論・漁政、水産生物学、水産海洋学・水産物理学、水産化学、水産資源学・水産増殖学、漁業学、水産利用学及び水産経済
土 木	多肢選択式 ・記述式	応用力学、水理学、測量、材料・施工、土質工学、都市計画、土木計画、農業水利、土地改良及び農業造構
建 築	多肢選択式 ・記述式	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備及び建築施工
造 園	多肢選択式 ・記述式	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む。）及び造園関連基礎
電 子 工 学	多肢選択式 ・記述式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学及び通信工学

(注) 試験の種類のうち「事務」については、受験申込みの際、法律コース又は経済コースのいずれかを選択するものとする。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県警察官の採用試験について、次のとおり公告する。

平成13年5月8日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成13年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）

2 採用予定者数

15名程度

(注)採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額190,000円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和49年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）とする。

なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。

## (2) 試験の期日

平成13年7月8日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター

米子市末広町74

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日

平成13年8月27日（月）及び28日（火）（予定）

## (3) 試験の場所

鳥取県警察学校

鳥取市伏野46 - 5

## 8 配点

区	分	配点
第1次試験	教養試験	150点
	専門試験	150点
	合計	300点
第2次試験	論文試験	200点
	面接試験	500点
	合計	700点

## 9 合格者の決定方法

第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

教養試験又は専門試験の得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。したがって、合計の得点が高くても不合格となる場合がある。

また、最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の結果を総合的に検討して決定する。

## 10 合格者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成13年7月26日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際、第2次試験の期日についても併せて通知する。

## (2) 最終合格者

平成13年9月13日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎、第二庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 11 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の



中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

## 12 受験手続

### (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

### (3) 受付期間及び受付時間

#### ア 受付期間

平成13年5月14日(月)から同年6月15日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成13年6月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 13 試験結果の開示

この採用試験の第1次試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、運転免許証、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受験者本人が直接開示場所へ来所すること。

試 験	開示請求できる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
第1次試験	鳥取県のみを志望している者 で第1次試験の不合格者	教養試験又は専門試験ごとの 得点及び合計得点並びに第1 次試験の順位	第1次試験の 合格者発表日 から1月間	鳥取県人事委 員会事務局

また、希望者には、郵送による試験結果の通知を行うので、当該通知を希望する者は、第1次試験の当日に、80円切手をはったあて先明記の通知用封筒を持参すること。

## 14 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

## 別 表

[身体検査の項目及び基準一覧表]

検 査 項 目	基 準
身 長	160センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。

聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。